令和２年度第３次補正予算

小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉

公募要領　２０２１年３月３１日時点版からの主な変更点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | ページ数・項目名 | 新（追記箇所は下線） | 旧 |
| １ | １ページ  【公募期間】 | 申請受付開始：２０２１年４月１６日（金）１７時（予定） | 申請受付開始：受付準備が完了次第 |
| ２ | ４ページ  （１）経営計画及び補助事業計画の作成について | また、一部の悪質な事業者が、補助金への応募を代行すると称し、作業等にかかる費用等とは乖離した成功報酬等の費用を事業者等に請求する事例もあるため、十分にご注意ください。なお、成功報酬等と称される費用、申請書作成セミナーと称される費用や補助金申請等にかかる経費は補助対象外です。 | （記載なし） |
| ３ | ６ページ  （１）小規模事業者であること | ※特定非営利活動法人は、特定の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（２０人以下）を用います。 | ※特定非営利活動法人は、特定の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。 |
| ４ | ７ページ | （７）「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」（補助金事務局のホームページに掲載の参考資料参照）の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること | （７）「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること |
| ５ | ８ページ  ３．補助対象事業 | （掲載なし） | ⑥ 「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業 |
| ６ | ８ページ  ４．補助率等 | ※１　⑫感染防止対策費は、補助金総額の１／４（最大25万円）が上限。ただし、緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者（※２）は、補助金総額の１／２（最大50万円）に上限を引き上げ。なお、補助上限額１００万円に上乗せして交付されるものではありません。また、感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。  ※２　緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、２０２１年１月から同年３月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が２０１９年又は２０２０年の同月と比較して３０％以上減少した事業者（別途、必要書類を提出しなければ対象になりません。詳細は本公募要領の「６．申請手続きの概要」をご参照ください）。 | ※１ ⑫感染防止対策費は、補助金総額の１／４が上限。ただし、緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者（※２）は、補助金総額の１／２に上限を引き上げ。  ※２ 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、２０２１年１月から同年３月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が２０１９年又は２０２０年の同月と比較して３０％以上減少した事業者 |
| ７ | １１ページ  ⑧専門家謝金 | ※３　謝金の単価は、補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。謝金単価を内規等により定めていない場合、国が定める謝金の支出基準を踏まえた基準により支出することとします（補助金事務局のホームページに掲載の参考資料参照）。 | ※３ 謝金の単価は、補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。謝金単価を内規等により定めていない場合、国が定める謝金の支出基準を踏まえた基準により支出することとします。 |
| ８ | １２ページ  ⑫感染防止対策費 | 申請者の業種・業態において該当する業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う経費 | 該当する業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う経費 |
| ９ | １２ページ  ⑫感染防止対策費 | ※４　感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。 | （記載なし） |
| １０ | １５ページ  （１）補助金申請の基本的な手続きの流れ | 本事業の申請は、補助金申請システム（名称：Ｊグランツ）による電子申請でのみ受け付けます。Jグランツ上に必要な内容や書類の添付等を行った上で申請していただきます（申請内容の詳細については、後日別途公表します）。  Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。取得には２０２１年３月末時点で３～４週間程度を要しますので、お早めに利用登録を行ってください。  （中略）  なお、「暫定ＧビズＩＤプライムアカウント」で申請する場合は、申請時にその旨申告していただきます。 | 本事業の申請は、補助金申請システム（名称：Ｊグランツ）でのみ受け付けます。J グランツ上に必要な内容や書類の添付等を行った上で申請していただきます（申請内容の詳細については、後日別途  公表します）。  Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には３～４週間程度（２０２１年３月３１日時点）を要しますので、お早めに利用登録を行ってください。  （以下省略） |
| １１ | １６ページ  （２）申請する際に添付する必要書類 | ・宣誓・同意書（様式２－１）  ※緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者については、「宣誓・同意書（緊急事態宣言の再発令による特別措置適用者）」（様式２－２）を提出する必要があります。この場合、宣誓・同意書（様式２－１）の提出は不要です。 | ・宣誓書（様式は、後日、別途公表します） |
| １２ | １６ページ  ③特定非営利活動法人 | ・貸借対照表及び活動計算書（直近１期分）  ・法人税確定申告書（表紙（収受日付印のある用紙）及び別表４（所得の簡易計算））直近１期分）（※） | ・貸借対照表及び損益計算書（直近１期分）  ・法人税確定申告書（表紙（受付印のある用紙）及び別表４（所得の簡易計算））直近１期分）（※） |
| １３ | １６ページ  ＜加点項目に関する必要書類＞ | ア）緊急事態宣言による影響  ・宣誓・同意書（緊急事態宣言の再発令による特別措置の適用事業者）（様式２－２）  ※この場合、宣誓・同意書（様式２－１）の提出は不要です。  ・緊急事態宣言の影響による事業収入の減少証明（様式３）  イ）多店舗展開  ※別途、必要書類の提出は不要ですが、申請時に本社以外に事業に使用している事業所に関する事業所名（店舗名、支店名）、住所、電話番号、本社以外に事業所を有していることが分かるＷｅｂサイト（自社のＨＰ）のＵＲＬを記載していただきます。  ※なお、申請時に記載された事業所に事務局から電話で連絡すること等により、申請者本人が事業用に有している事業所であるか確認することがあります。確認の結果、虚偽の申請であることが発覚した場合には、不採択又は交付決定の取消し若しくは補助金の返還請求を行います。また、本補助金における次回以降の申請についても受け付けません。  ウ）賃上げ  ・下記のいずれかの書類（①、②の書類両方ともに提出することも可能）。  ※補助金事務局において、別途参考様式をホームページ上に掲載しています。    ①補助事業完了後の１年間において、給与支給総額を１年で１．５％以上（又は３．０％以上）増加させる計画（※）を有し、従業員に表明していることが分かる書類。  ※被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合、１年で１．０％以上（又は２．０％以上）増加させる計画があること  ②補助事業完了から１年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を「地域別最低賃金＋３０円（又は＋６０円）」以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していることが分かる書類。 | ※後日、別途公表いたします。 |
| １４ | １８ページ  （１）採択審査方法 | なお、添付資料とJグランツ入力内容に違いがある場合は、Jグランツ入力内容を審査の対象といたしますので、入力の際は誤りがないようご留意ください。 | （記載なし） |
| １５ | ２０ページ  （１）交付決定 | 本事業の採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。交付申請書の記入に当たって、免税・簡易課税事業者以外の事業者については消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません（消費税及び地方消費税相当額を予め補助対象経費から減額して申請を行う）。 | 本事業の採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。交  付申請書の記入に当たって、免税・簡易課税事業者については消費税等仕入控除税額を減額して申  請しなければなりません（消費税及び地方消費税相当額を予め補助対象経費から減額して申請を行  う）。 |
| １６ | ２１ページ  （５）その他の事項 | ⑧自社内で調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。当該調達品の製造原価を構成する要素であっても、持続化補助金の補助対象経費に該当しないものは補助対象経費として計上できません。  （下線部を削除） | ⑧自社内で調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。当該調達品の製造原価を構成する要素であっても、持続化補助金の補助対象経費に該当しないものは補助対象経費として計上できません。共同申請において共同事業者間で必要な物品・サービスを調達した場合も自社内で調達した場合と同様とみなされ、当該取引は対象外となります。 |
| １７ | ２１ページ  ９．参考資料 | 〇別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項 | （記載なし） |

　※その他軽微な文言修正箇所がございます。